

I. 日本出発→ドイツ入国について

i. ドイツ入国時の必要書類

ワクチン接種完了者（3回）

- ・ワクチン接種証明書(英語)

○ ワクチン接種証明書：日本で接種した場合は日本の地方自治体が発行するワクチン接種証明書(英語)。ドイツで接種した場合は、黄色いワクチン手帳(Impfpass/Impfbuch)、ワクチン接種センターや医療機関が発行した接種証明書、デジタル接種証明。

ワクチン未接種（接種2回以下も含む）

- ・陰性証明書、または回復証明書

○ 陰性証明書：ドイツ入国前48時間以内に受けたPCR検査又は抗原検査の陰性証明書(ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語で記載されたもの)。航空機、船舶、鉄道、バスなどの交通機関を利用してドイツに入国する場合で、かつPCR検査を受検した場合には、輸送開始(現地出発時)から48時間以内の検査証明で可。

○ 回復証明書：90日前から28日前までの間に新型コロナウイルスに感染していたことを証明するPCR検査結果(ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語で記載されたもの)。

※2022年4月4日現在、ワクチン接種証明書を所持していない場合には、日本からの観光目的、知人訪問目的でのドイツ入国は認められておりません。出張者、メッセ（見本市）に参加するための入国、さらに、会議の講演者、または参加者も入国が可能です。追加の必要書類は下記リンクをご確認ください。https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD

ii. 隔離期間

- ・ワクチン接種有無にかかわらず、自主隔離なし

iii. ワクチン接種条件

- ・12歳未満は免除

II. ドイツ滞在中について

i. 行動制限

- ・公共交通機関、医療機関や介護施設などの特定の場所のみでのマスク着用義務。
- ・学校や医療機関・介護施設などにおける検査義務。

※感染状況が悪化した地域（ホットスポット）については、引き続き、各州がマスク着用義務や対人間隔の確保、ワクチン接種証明等の証明書提示義務等の追加的な感染予防措置を講じることができるとされています。

その他、州によって、独自の感染予防措置のルールが適用されている場合があります。閉鎖された空間、バス・列車内、学校・保育施設におけるマスクの着用や対人間隔の確保等といった基本的な感染予防措置をとる州が多いのでマスクは必ずご用意ください。

レストランなど入店時に、下記の方のみに適用される場合があります。ルールの用語として下記用語は覚えておかれると便利です。

2G：ワクチン接種者、感染からの快復者

3G：ワクチン接種者、感染からの快復者、陰性証明書所持者

2G プラスルール：2G（ワクチン接種者や感染からの快復者）であっても、日々の有効な陰性証明書またはブースター接種を行った証明を提示できる者のみ入店やイベントへの参加が可能。ブースター接種については接種当日から有効。

III. ドイツ→日本帰国時について

日本入国時の到着先空港において、新型コロナウイルス感染症検査（唾液採取による抗原検査）による空港検疫が義務づけられているほか、以下の書類提出が必要となります。

i. 日本入国時に必要書類

- ・出国前72時間以内の陰性証明書（現地滞在中に取得が必要）

- ・スマートフォンへの My SOS アプリのダウンロード
- ・日本政府指定の誓約書
- ・日本政府指定の質問票

ii. 自宅待機等

ドイツからの入国者は、ワクチン接種条件によって待機期間がことなります。以下をご確認ください。

ワクチン接種完了者（3回）

自宅待機は免除（空港検疫にて陰性の場合）

ワクチン未接種（接種2回以下も含む）

原則7日間の自宅待機。ただし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続は求められません。（空港検疫にて陰性の場合）

iii. 自宅や待機所までの移動手段

ワクチン接種有無にかかわらず、自宅待機のための自宅等までの移動（ワクチン未接種者は検査後24時間以内）につき、公共交通機関の使用が可能。※厚生労働省『入国後の自宅待機期間の変更等について』も併せてご確認ください。